

令和 8 年 2 月 27 日
支出負担行為担当官
関東総合通信局長
内藤 茂雄

見積書提出依頼書

1 調達件名及び数量等

調達件名：三浦電波監視センター警備業務請負（令和 8 年度）

数量等：仕様書のとおり

2 見積書提出の締切日時

令和 8 年 2 月 27 日（金）10 時 00 分から令和 8 年 3 月 9 日（月）12 時 00 分まで

3 提出方法・提出先

(1) 提出方法 郵送又は電子メールで提出（締切日時必着）。郵送で提出する場合には封筒に調達件名を記載すること。電子メールで提出する場合には、調達件名を記載すること。いずれの場合にも会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。

(2) 提出先 （郵送）〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
総務省関東総合通信局 総務部財務課管財係
（電子メール）keiyaku-kanto2@soumu.go.jp
※◎を@に変換して送付すること。

4 開札日

令和 8 年 3 月 9 日（月）（落札者等へは電話等で通知）

見積結果については、契約の相手方決定後速やかに局ホームページで公表。

5 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

6 その他注意事項

一度提出された見積書の変更、取消及び差替えは認めないことに加え、以下各号に該当する見積書は無効とする。なお、変更及び差替えについて、軽微な誤りであり、当局が変

更及び差替えを認める場合は除く。

- (1) 提出締切日時までに到着しなかった見積書。
- (2) 委任状のない代理人により提出された見積書。
- (3) 代理人が提出する場合で、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない見積書。
- (4) 同一の者により提出された2通以上の見積書。
- (5) 記載事項が不備な見積書。
 - ア 金額が不明確なもの。
 - イ 金額を訂正したもの。
 - ウ 品名・数量が仕様書の内容と異なるもの。
 - エ 調達する物品等の品名及び合価の記載のないもの。
 - オ 見積者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は見積者の氏名及び代理人の氏名）の判然としないもの。
 - カ その他記載事項が不備又は判読できないもの。
 - キ 明らかに連合によると認められるもの。
- (6) 新規に取引する場合で、電子メールで受領する場合は、電話・面談等による確認がとれない場合。見積書を郵送で受領する場合には、本人確認情報を入手出来ない場合。
- (7) 見積書の提出にあたって現地調査を行っていないもの。なお、現地調査は主管課（関東総合通信局電波監理部宇宙国際調査課 電話 046-888-2183）に架電し、日程調整等を行うこと。

7 問い合わせ先

総務省関東総合通信局 総務部財務課管財係
電話 03-6238-1655

- 8 本契約締結は、当該契約に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東総合通信局長 殿

住 所
名 称
代表者名

私は、 を代理人と定め、次の件名の入札について下記の
権限を委任します。

また、この委任状は原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

件名：三浦電波監視センター警備業務請負（令和8年度）

記

《委任事項》

入札及び見積りに関する一切のこと

仕 様 書

1 件 名

三浦電波監視センター警備業務請負（令和8年度）

2 請負目的

本作業は、関東総合通信局三浦電波監視センターにおける付属施設での火災並びに盗難等に備えた警備業務を行うものである。

3 請負場所

神奈川県三浦市初声町高円坊1691
関東総合通信局 三浦電波監視センター庁舎内

4 請負期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 担当部署

(1) 契約担当課

関東総合通信局総務部財務課管財係
東京都千代田区九段南1-2-1
TEL 03-6238-1655

(2) 主管課

関東総合通信局電波監理部宇宙国際監視課
神奈川県三浦市初声町高円坊1691
TEL 046-888-2181

6 作業概要

上記作業を遂行するために主管課の指示するとおりの警報区域に分割し、指定する位置に警報装置（マグネットセンサー・パッシブセンサー・ガラス破壊探知機）及び非常通報装置等を設置すること。

警備実施に当たっては、請負者の管制センターで警報受信装置を常時監視し、異常発生時は現場に急行し異常事態の確認に努め事態の拡大防止に当たること。

また、必要に応じて関係機関に通報するとともに、別途通知する当局管理者（以下「当局管理者」という。）に連絡すること。

7 警備任務

- (1) 盗難、破壊の早期発見と阻止
- (2) 火災の早期発見と初期消火
- (3) 空調設備、電気設備、浄化槽等設備異常時の退避措置
- (4) 関係機関への通報並びに関係者への連絡
- (5) 警報設備の保守点検
- (6) その他指示する事項

8 実施要領

警備方法は自動警報警備とし、以下に示すとおりとする。

(1) 警報装置等の仕様

ア 警報装置

三浦電波監視センターで発生した異常事態を監視管制センターへ自動的に通報するシステムとする。

イ 警報管制センター

警報受信装置を常時監視し異常事態に備えること。

また、受信した警報信号等を記録すること。

(2) 警備監視及び終了

警備監視は警報区域が無人状態になった時からとし、終了は解除状態になったときとする。

通常、当部が無人となる以下に示す時間を警備基準時間とする。

- ① 平日（月～金）：21時から翌日の8時30分まで
- ② 休日（土・祝日・年末年始を含む）：終日

(3) 警備開始時における取り扱い

三浦電波監視センターの出退者は、防犯、放火その他の事故防止上必要な処置をし、コントロールボックスを操作して警戒状態にする。

警備請負者は、警戒状態になったことを確認し警備を開始する。

(4) 警備終了時における取り扱い

三浦電波監視センターの入室者は、コントロールボックスを操作して警戒解除状態とする。

警備請負者は、警戒解除状態になったことを確認し警備を終了する。

(5) 異常事態発生時における対処

請負者は警報受信装置により三浦電波監視センターに異常が発生したことを関知したときは、警備員を速やかに派遣し、異常事態を確認するとともに事態の拡大

防止に当たること。

(6) 警備装置の保守点検

請負者は、三浦電波監視センターに設置した警備装置の機能について毎年1回以上定期的な保守を行うこと。

なお、請負期間中に警備装置等が故障した場合は、請負者の負担にて速やかに修理すること。

(7) 事故報告等

請負者は、事故発生の際、当局管理者に速やかに電話等で報告するとともに後日書面をもって報告すること。

また、請負者は、日別に警備状況、処理状況等を記載した月間警備報告書等を提出すること。

(8) 鍵等の預託

警備実施上必要な、三浦電波監視センター所有の鍵及び請負者所有のカードを互いに預託し、所在を確認できるようにするとともに厳重に取り扱い保管するものとする。

9 機器の設置

7の警備に必要な機器の設置は次の要領で設置すること。

- (1) 三浦電波監視センター庁舎内の指定する位置に各種警報装置等を設置すること。
- (2) 三浦電波監視センター庁舎内の指定する位置に非常通報装置（送信部）を設置し異常時には、一般通信回線を経由して請負者に非常通報されるようにすること。
- (3) 機械警備に必要な機器は、すべて請負者において用意し、請負金額の中にも含めるものとする。

10 一般適用事項

- (1) 9の機器の設置に係る指定する位置は現地において確認の上、見積を算出すること。
- (2) 請負業者が変更時は、請負業者は前請負業者と引継ぎを実施し、請負期間開始前に9の機器を設置すること。
なお、9の機器設置が請負期間開始以降になる場合は、機械警備の代替えとして人的警備を行い、無警備期間を生じさせないこと。これに係る費用は、請負業者が負担すること。
- (3) この仕様書は、仕様の概要を示すものであるから、警備実施上付帯的に実施しなければならないものについてはこの仕様書に記載していないものであっても、主管

課の指示に従い、請負金額の範囲内で実施するものとする。

11 その他

- (1) 請負の実施にあたって知り得た業務上の秘密は、第三者に漏らしたり他の目的に使用したりしないこと。
- (2) 仕様書について、疑義が生じた事項又は明記していない事項で作業上必要と思われることに関しては、主管課と協議の上、決定すること。